

マイナ保険証が使用できない方への資格確認書送付のご案内

令和 7 年 12 月 2 日の健康保険証の有効期限到来に伴い、**11 月 5 日**時点でマイナ保険証の登録が確認できなかった方の「資格確認書」を送付いたしますので、対象者への配布をお願いいたします。

◆送付物

- ・送付対象者一覧表
- ・資格確認書
(被保険者毎(世帯単位)に封緘されていますので、内容物は上記一覧表にてご確認ください)

◆各書類の内容

1. 送付対象者一覧表

- ・同封されている封筒に入っている書類の内訳を記載しています。
- ・資格喪失(扶養削除)、氏名変更等をされた際、(有効期限内の)資格確認書は、返却が必要です。一覧表を参考に交付対象者の管理をお願いいたします。

2. 資格確認書

- ・**11 月 5 日**時点でマイナ保険証の登録が確認できなかった方[※]へ交付しております。
- ・**11 月 5 日**以降にすでに資格喪失(扶養削除)をしている方については、大変お手数ではありますが、TJK までご返却をお願いいたします。

資格確認書交付対象者(※マイナ保険証が使用できない方)の例	
①	マイナンバーカードを作成されていない方
②	マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
③	マイナンバーカードを返納した方
④	マイナンバーを当組合へ届出していない方
⑤	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方 など

◆注意事項

- ・令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証は使用することができません。
- ・健康保険証の TJK への返却は不要です。被保険者への周知をお願いいたします。
- ・医療機関受診時に、切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書は、届き次第速やかに被保険者へお渡しください。
- ・マイナ保険証の利用登録をしている場合、資格確認書の TJK への返却は不要です。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方については、期限が切れた月から 3 か月間はマイナ保険証として使用できるため、3 か月目までに更新手続きが行われていない場合に、TJKより資格確認書を送付いたします。